

令和6年度介護特定技能外国人マッチングから定着までの一括支援事業業務委託仕様書

1 目的

介護分野における人材不足は深刻であり、外国人介護人材の受入れは喫緊の課題であることから、特定技能外国人と県内介護事業所とのマッチングに係る業務を委託することにより、外国人介護人材の県内介護事業所への受入れを促進する。

富山県内の特定技能による外国人の受入れは、令和2年度7名から令和5年度（6月末現在）211名へと大幅に増加（約30倍）している一方、富山県が令和4年度に実施した「民間福祉・介護事業所の人材確保に関する調査」（1,439事業所のうち756事業所が回答）では、外国人材の雇用について「雇用の予定なし」と71.2%（538事業所）が回答しており、外国人材の受入促進のためには、未採用の事業所に対して受入への不安を払拭し、新規受入を促進する必要がある。

※ 調査結果の詳細については別紙2のとおり

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日

3 業務内容

（1）事業説明会等による本事業の周知及び参加介護事業所の募集

- ・ 県内介護事業所を対象とした事業説明会を開催し、本事業の趣旨・目的に加え、事業の内容や具体的なスケジュール、特定技能外国人の受入れに必要な準備、費用負担等について説明する。
- ・ 説明会の開催については、会場型、オンライン型のいずれの方式での開催でも可とするが、必要な会場、必要な機材等は、受託業者が手配・準備する。
- ・ 本事業の対象となる介護事業所は、県内に所在する指定介護保険事業所のうち、特定技能外国人の受入の対象事業所となっているが、令和6年4月1日現在で、特定技能外国人の受入を行っていない介護事業所（以下、未採用事業所）とする。

ただし、令和6年4月1日現在で特定技能外国人を受け入れているが、事業内容に興味ある介護事業所が説明会等に参加することを妨げるものではない。

- ・ 説明会開催に際しては、対象となる介護事業所に対し、開催案内を郵送する等、可能な限り広く説明会の実施について周知する。

（2）特定技能外国人の募集及び特定技能外国人と県内介護事業所とのマッチング

- ・ 介護職種での特定技能試験に合格した特定技能外国人または近々合格する見込みのある外国人のうち、本県介護事業所への就労を希望する外国人を募集する。
- ・ 特定技能外国人の募集にあたっては、（1）で募集した本県介護事業所が示す雇用条件及び本県や介護事業所が所在する地域の魅力等についての発信・情報提供を十分に行うこと。
- ・ 募集する特定技能外国人については、海外で実施した試験か日本国内で実施した試験かを問わず、現地在住の外国人を対象とする。
- ・ 募集する特定技能外国人の数は、県内の未採用事業所とのマッチングが成立する外国人数が20名となることを想定したものとし、就労期間中に、介護福祉士国家試験の受験を希望する者を優

先する。

- ・ 募集した特定技能外国人と、（1）で募集した県内介護事業所との間でマッチングを行うため、面接会を開催する。
- ・ 面接会については、対面型、オンライン型のいずれの方式での開催でも可とするが、必要な会場、必要な機材等は、受託業者が手配・準備する。

（3）マッチングの成立した特定技能外国人の入国までの支援や入国後の職場への定着に関する支援

- ・ マッチングの成立した特定技能外国人を対象に、入国前に、オンライン又はマッチング成立時点において特定技能外国人が所在している地域において、職場・地域定着支援に向けた事前研修を行う。
- ・ マッチングの成立した県内介護事業所を対象に、特定技能外国人の受入れに際しての心構え等に関する研修を行う。
- ・ 特定技能外国人向けの研修及び県内介護事業所を対象とした研修については、オンライン型での開催でも可とするが、必要な会場、必要な機材等は、受託業者が手配・準備する。
- ・ 特定技能外国人の受入れに際して、マッチングの成立した県内介護事業所に対し、受入れ機関に求められている義務的支援（※）を代行する登録支援機関を紹介する。

（※）義務的支援：事前ガイダンス、入国手続きに係る支援、入国時の空港等と事業所又は住居への送迎、住居確保・生活に必要な契約支援、生活オリエンテーション、公的手続きへの同行、日本語学習機会の提供、苦情・相談への対応、日本人との交流促進等

（4）実績報告

上記（1）～（3）の結果について、事業実績報告書を作成の上、県に提出すること。

（5）その他

- ・ 特定技能外国人と県内介護事業所とのマッチングに際して生じる経費（現地面接会参加に係る費用やマッチング成立時における人材紹介料等）及び特定技能外国人の受入れに際して生じる経費（入国手続きに係る書類作成費、渡航費、登録支援機関費用等）については、全て県内介護事業所が負担することを前提としていることから、その点を（1）の事業説明会において、県内介護事業所へ誤認が生じないよう明確に説明すること。
- ・ 本事業の状況視察等のため、本県職員が本事業における特定技能外国人の募集、研修等を行った機関等の視察を行う場合には、当該視察に協力すること。

4 業務の実施

- （1）本事業が、県との委託に基づく公的事業であることを十分認識し、業務の実施にあたっては、県の指示に従うとともに、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- （2）事業の実施にあたっては、会計関係帳簿類を整備し、事業終了後5年間保存しておくこと。
- （3）本事業について、事業の終了後も含めて、今後、富山県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。

5 その他事項

- (1) 上記業務については、すべて県と十分に協議し、承認の上実施すること。
- (2) 本件受託者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め県と協議の上、承認を得ること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (4) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- (5) 現地におけるサポート等、実施作業の一部について再委託を行う場合は、再委託の相手先毎に、相手方名及び再委託を行う業務の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載した文書を県に提出し、県の承認を得ること。